

(整理番号 0414)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和4年10月3日(月) 14時00分～15時00分					
出席状況	公益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席1人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長杉田委員、部会長代理渋川委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 急激な物価上昇、令和4年度最低賃金基礎調査結果によると、時間給1,500円以上の労働者が多数であること、製造業の仕事は戻ってきているが、時間給を高め設定しても人が集まらない現状等を考慮し、金額を大きく引き上げたいと主張。</p> <p>イ 早急に1,000円を目指したいとして、現行939円の差である61円の引上げを提示した。</p> <p>(6) 使用者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 原材料の高騰による価格転嫁に努力した結果、売上はプラスだが、電気代、輸送費等の経費の物価高により、粗利はマイナスになっていること、仕事の入り具合も栃木の経済指標も横ばいであることから、慎重な対応が必要であると考え、業界の底あたりで活動している会社のこと等を考慮するべきであると主張。</p> <p>イ 使用者側出席者一名のため、金額提示は差し控え、次回開催日までに労働者側</p>						

提示額を検討したいとして、金額の提示はなかった。

3 その他 特になし